

暮らし等



空き家・相続・不動産無料相談会

6月29日(水) 午後1～5時 としま区民センター◇弁護士や不動産鑑定士、司法書士、税理士などによる相続、不動産全般の個別相談◇区内在住、区内に土地建物を所有の方◇10組程度

申 6月23日から電話でNPO法人日本地主家主協会☎3320-6281へ※先着順。

社会貢献型後見人(区民後見人)養成講習 説明会

7月21日(水)・29日(金) 午後2時～3時30分 としま区民センター◇成年後見制度の概要、社会貢献型後見人(区民後見人)の役割、養成講習のカリキュラムについての説明◇区内在住でおおむね25～65歳の方◇各回50名

申 電話かファクスかEメールで各回前日正午までに「サポートとしま☎3981-2940、FAX3981-2946、E:sien.situ@a.toshima.ne.jp」へ※先着順。

まちづくり



市街地再開発事業の事業計画変更の縦覧について

南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業について、市街地再開発組合から事業計画の変更申請があり

ましたので、関係図書の縦覧を行います◇縦覧期間…公告日から2週間◇縦覧場所…都市計画課窓口 固再開発グループ☎4566-2637

健康



第1回 息苦しさを和らげる呼吸トレーニング

7月7日(水) 午後2時～3時30分 池袋保健所◇呼吸法や呼吸筋ストレッチ、日常生活の工夫を学ぶ。講師…東京医科大学病院理学療法士/直井俊祐氏、虎の門病院分院理学療法士/後藤恭子氏◇気管支ぜん息やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)で療養中の方◇30名

申 6月23日から電話かファクスで「公害保健グループ☎3987-4220、FAX3987-4110」へ※先着順。

としま健康チャレンジ!



①講演会「意外と知らない～お口を使った健康法～」…7月25日(月) 午後2時～3時 池袋保健所◇講師…東京都豊島区歯科医師会会長/高草木 章氏◇30名

②運動実践プログラム「月曜から健康ヨガ」…7月25日(月) 午前10時～11時30分 豊島体育館◇ヨガの基本的な呼吸法を取り入れ体を整える◇10名

③運動実践プログラム「かんたんヨガ」…7月29日(金) 午後3時30分～4時30分 池袋スポーツセンター◇

簡単なヨガの基本動作を紹介◇40名いずれも◇区内在住の20歳以上の方 申 6月23日から電話かファクスで「保健事業グループ☎3987-4660、FAX3987-4110」へ※先着順。②と③は重複申込み不可

募集



豊島区の古い街並み写真

昭和30年代から60年代の池袋駅前をはじめとする区内各駅前の様子、鉄道車両、都電や路線バスが走っている様子、商店街の様子など、まちの雰囲気わかる景観写真。郷土資料館区制90周年特別展などに使用。◇募集期間…7月10日まで ◇応募方法…募集要項・応募用紙(郷土資料館で配布。区ホームページからダウンロードも可)に記入のうえ、写真の紙焼きかデジタルデータ(CD-Rに収めたもの)を当館へ持参※写真に人物が写り込んでいる場合、その人物が特定できないものに限る。 固当館☎3980-2351

令和4年度明るい選挙ポスターコンクール作品募集

◇応募資格…区内在住、在学の小・中学生、高校生◇テーマ…投票することの大切さを呼びかける作品、選挙に行きたくなるような作品◇サイズ…四ツ切り(542mm×382mm)、ハツ切り(382mm×271mm)の画用紙(縦横

自由)◇画材…自由(色鉛筆、クレヨン、絵の具など。紙や布を利用した貼り絵でも可)◇審査…9月中旬。部門別に入選作品を選出し、都コンクールに推薦◇その他…応募者全員に参加賞、入賞者には賞状・記念品などを贈呈。入選作品の著作権は主催者に属し、選挙の啓発活動に活用します。入選した場合、学校名、学年、氏名を公表します◇作品展示…12月に区役所本庁舎で入賞作品を展示予定申 作品の裏面右下に学校名、学年、氏名(ふりがな)、住所、電話番号を記入し、9月9日(必着)までに選挙管理委員会事務局へ郵送か持参。 固当事務局☎4566-2821

傍聴できます



第5期第2回豊島区環境審議会

6月30日(水) 午前10時～正午 区役所本庁舎6階環境清掃部会議室 申 電話で前日午後5時までに環境計画グループ☎3981-1597へ。

イベント



「赤い鳥」を語り継ぐ、おばあちゃんのおはなし会

7月2日(土) 午後2時～2時30分 雑司が谷旧宣教師館◇小川未明「ガラス窓の河骨」、小野浩「お寝台のおはなし」申 当日直接会場へ。 固当館☎3985-4081

心身障害者(児)の各種手当と医療費助成のご案内

障害の程度や年齢などの要件、所得の制限があります。詳細は各担当へお問い合わせください。

実施主体	手当名	対象者(次の項目のいずれかに該当する方)	年齢	支給月額	受給者	担当
区	心身障害者福祉手当	①身体障害者手帳1、2級の方、②愛の手帳1～3度の方 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方	20歳以上 新規の方は65歳未満	15,500円	障害者(児)本人	障害福祉課 給付グループ ☎3981-1963
		①身体障害者手帳3級の方、②愛の手帳4度の方 ①身体障害者手帳1～3級の方、②愛の手帳1～4度の方、 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方 ※児童育成手当(障害)との併給は不可。	新規の方は20～65歳未満 20歳未満	8,500円		
区	難病患者福祉手当	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則等に基づき、特定疾病自己負担分に係る医療費の助成を受けている方	新規の方は65歳未満	15,500円	障害者(児)本人	障害福祉課 給付グループ ☎3981-1963
都	重度心身障害者手当(注)	①重度の知的障害であって著しい精神症状を有する方、②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、③重度の肢体不自由者で両上下肢機能が失われ、かつ座っていることが困難な方。	新規の方は65歳未満	60,000円		
国	特別障害者手当(注)	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、判定医により、手当の支給に該当する障害と認められる方。	20歳以上	27,300円	障害者(児)本人	障害福祉課 給付グループ ☎3981-1963
	障害児福祉手当(注)	①身体障害者手帳1級(2級の一部)程度の方、②愛の手帳1度(2度の一部)程度の方、③常時介護を必要とする状態にある疾病、精神障害の方で、判定医により、手当の支給に該当する障害と認められる方。	20歳未満	14,850円		
区	児童育成手当	障害手当 ①身体障害者手帳1、2級程度の児童、②愛の手帳1～3度程度の児童、③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の児童	20歳未満	15,500円	障害者(児)本人	障害福祉課 給付グループ ☎3981-1963
		育成手当 父または母がいずれかの状態にある児童 ①身体障害者手帳1、2級程度、②重度の精神障害	18歳に達する年度の3月 末まで	13,500円		
国	特別児童扶養手当	①身体障害者手帳1～3級程度の児童(下肢障害4級程度の一部も該当)、②愛の手帳1～3度程度の児童 ※長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合あり。	20歳未満	1級 52,400円 2級 34,900円	児童の父もしくは母 または養育者	子育て支援課 児童給付グループ ☎3981-1417
	児童扶養手当	父または母が重度の障害(身体障害者手帳1、2級程度、重度の精神障害など)を有している児童	18歳に達する年度の3月 末まで ※中程度以上の障害児は20歳未満	10,160円～43,070円 *受給者および配偶者・扶養義務者の所得による。 *障害年金等、公的年金受給額が児童扶養手当額より低額の場合、その差額分を受給できます。		
都	心身障害者医療費助成	①身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)の方、 ②愛の手帳1、2度の方、③精神障害者保健福祉手帳1級の方	新規の方は65歳未満	医療費の一部助成	障害者本人	障害福祉課 給付グループ ☎3981-1963

(注)判定の結果非該当となる場合あり。